

別表ノ通トス

(別表裏運所中の印ヲ附レタルモノ東電要電所ヲ示シ印ナキモノハ市電要電所トス)

(2) 警戒配置標準

(本標準は從業員が電車又自動車と車両を接する場合ヲ假想シ且つ大体ノ標準ヲ示シタルモノニ依實情ニ應し増減又ヘキモノトス)

(1) 電車又車ハ從業員十人一

自動車又車八分一人

工場及電燈營業所ハ從業員三十人一

變電所、変圧所等ハ重要ナルモノハ三名然ラサルモノハ一名

軌道及電力送配所ハ一名トス

(2) 運轉中、電車又自動車内ニハ必要有應し一名乃至二名ヲ

乗込マシノ其ノ要員ハ前項(1)の警戒要員ヲ以テ之ニ充ツ

ルコト

為スコト

三、警戒方法

電車又自動車又車其他警戒場所ニ對スル警戒方法ハ概要左記

= 依ルコト

(1) 電車並自動車又車又同營業所、警戒

(1) 電車並自動車又車ノ出入口ニハ常時相當ノ制服員ヲ配置シ外郭ヨリハ侵入者又ハ其ノ附近ヲ徘徊スル容疑者等ヲ

檢査スルコト

(2) 車庫内部ニ同様適當ノ警戒配置ヲ為シ特ニ車体其他機械器具(特にトレスバー等)等ノ破壊持去リ等の防止ニ

備フルコト

(3) 車庫出入口附近等ニ車輛ヲ停車シ運轉不能ヲ蒙スル虞ニルヲ以テ特ニ之ガ警戒ヲ嚴ニスルコト、殊ニ始後又終車等、場合ハ其ノ虞多キヲ以テ全時刻ニハ特別、注意ヲ